

平成28年3月16日	策定
平成31年3月20日	一部改正
令和元年12月18日	一部改正
令和4年3月15日	一部改正
令和4年8月19日	一部改正
令和5年12月7日	一部改正
令和6年3月19日	一部改正
令和6年9月3日	最終改正

福井県医師確保修学資金 奨学生の卒後勤務に関する考え方

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則（平成20年福井県規則第64号）第17条の規定に基づき、福井県医師確保修学資金等貸与条例（平成20年福井県条例第40号）第9条の規定に基づく修学資金の返還の猶予、同条例第10条第1号の規定に基づく修学資金の返還の免除等に関し、修学資金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）の福井大学卒業後における勤務の考え方について、次のとおり定める。

1 初期臨床研修（義務年限2年）について

- 県内の臨床研修病院7病院を奨学生が選択し、マッチング制度（医師臨床研修マッチング協議会（日本医師会、医療研修推進財団、全国医学部長病院長会議および臨床研修協議会で構成される協議会をいう。）が運営する制度であって、医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（以下「研修希望者」という。）および臨床研修を行う病院（以下「研修病院」という。）の研修プログラムを研修希望者および研修病院の希望を踏まえ、一定の規則に従いコンピュータにより組合せを決定するものをいう。）により決定する。

2 3年目以降の勤務先（義務年限7年）について

- 奨学生が勤務する指定医療機関については、医師の偏在状況などを考慮し、別紙1のとおりA群、B群およびC群に区分する。
- 福井県医師確保計画（令和6年3月策定）に定める医師多数区域のうち、福井市および永平寺町の区域に所在する指定医療機関をA群とする。
- 福井県医師確保計画に定める医師少数区域（大野市、勝山市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町および越前町の区域）ならびに坂井市およびあわら市の区域に所在する指定医療機関をB群とする。
- 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町の区域に所在する指定医療機関をC群とする。
- 奨学生の勤務については、原則として、A群での勤務は2年間以内とし、C群での勤務は概ね3年間とする。

- B群のうち公立診療所についてはC群の公立診療所と同様の取扱いとし、概ね3年の勤務を認める。
- 福井大学および福井県が連携し、地域に必要な医師の確保、医師のキャリア形成支援、医師の地域偏在の解消等に取り組むことを目的として設置している福井県地域医療支援センター（以下「センター」という。）は、奨学生の希望と指定医療機関の受入れ希望を調査する。
- センターは、奨学生との面談および指定医療機関にヒアリングを行う。
- センターは、県内の医師不足に対応するなど、奨学生としての地域医療貢献とのバランスを考慮した調整を行う。
- 奨学生が勤務する指定医療機関および診療科の希望は最大限配慮するが、指定医療機関の状況により、必ずしも希望通りにならないことがある。

3 専門研修（新たな専門医制度）について

奨学生が基本領域の専門研修を希望する場合における勤務の考え方は、次のとおりとする。

- 奨学生は、基本的に指定医療機関で専門研修を実施する。
- 奨学生は、指定医療機関が基幹施設となっている専門研修プログラムを選択することとし、できる限り福井大学医学部附属病院または公立病院のプログラムを選択する。
- 専門研修プログラムの研修期間である3年間から5年間のうち、基幹施設での研修期間は、原則として合計2年間までとする。ただし、基幹施設において2年を超える研修が必要なプログラムである場合は、必要な期間に限り延長を認める。この場合において、基幹施設がA群であるときは延長した期間について義務履行年限に含めず、基幹施設がB群であるときは延長した期間について2年までに限り義務履行年限に含めることができ、基幹施設がC群であるときは延長した期間について義務履行年限に含めることができる。
- センターは、専門医制度による奨学生のキャリア支援のため、専門領域のプログラムごとに専門研修施設となる指定医療機関への勤務配置について、調整に努める。
- 指定医療機関外の専門研修施設での研修は、合計2年間までとし、義務履行年限に含めない。

4 大学院進学、海外留学について

- 奨学生が大学院に進学し、指定医療機関で勤務しない場合は、大学院における通常の修学年限までを修学資金の返還猶予期間とし、義務履行年限に含めない。
- 奨学生が海外に留学する場合は、合計2年間までを修学資金の返還猶予期間とし、義務履行年限に含めない。

5 勤務（義務）の中断について

- 修学資金の返還を猶予（義務の中断）できる場合は、奨学生自身の疾病、子育て、介護、専門研修プログラムに伴う指定医療機関以外での研修、2年を超えるA群または4年を超えるB群での研修、県外研修、海外留学、大学院への進学等やむを得ない理由がある場合とする。

6 休業、休暇等と義務履行年限の取扱いに関する基本的な考え方について

- 奨学生が勤務先指定医療機関の就業規則等に基づき、休業、休暇などを取得する場合における義務履行年限の取扱いに関する基本的な考え方については、別紙2に定めるとおりとする。

7 その他

- 義務履行期間中は、奨学生が勤務する指定医療機関が、その就業規則等により処遇するものとする。
- 指定医療機関の変更、指定医療機関ごとの医師数その他の必要な事項は福井県地域医療対策協議会に報告する。
- 「福井県医師確保修学資金 奨学生の卒後勤務に関する考え方」については、福井県地域医療対策協議会において検証を行い、状況に応じて必要な見直しを図る。
- 「福井県医師確保修学資金 奨学生の卒後勤務に関する考え方」の策定時期、改正時期、それぞれの主な内容および適用時期については、別紙3に掲げるとおりとする。

【奨学生が基本領域の専門研修を希望する場合における勤務の例】

専門研修が3年間の場合

[勤務例] (3年目に専門研修を開始)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨床研修	専門研修				勤務			
	A群医療機関		C群医療機関		B群医療機関			

※3～9年目において、A群は2年以内、C群は概ね3年

専門研修が4年間の場合

[勤務例] (3年目に専門研修を開始)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨床研修	専門研修				勤務			
	A群医療機関		B群	C群医療機関				

※3～9年目において、A群は2年以内、C群は概ね3年

勤務(義務)中断の場合

[勤務例] (3年目に専門研修を開始)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 (義務外)	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
初期臨床研修	専門研修			勤務					
	A群医療機関			C群医療機関		B群医療機関		C群	

※3～10年目において、A群は2年以内、C群は概ね3年